

士幌町告示第94号

令和7・8年度における自動車購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

令和6年12月27日

士幌町長 高木 康弘

第1 資格要件

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 各種税を滞納している者でないこと。
- (4) 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その営業を営んでいること。
- (5) 士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

第2 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期（土日及び祝日を除く）

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで ※必着

時間： 8時30分～12時00分

13時00分～17時15分

- (2) 申請の方法

資格審査の申請は、町総務課財政管財係の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

第3 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 資格の消滅

資格を有する者が第1の(1)、(2)及び(5)に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、当該資格を失う。